

倉敷川畔伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例

昭和 57 年 6 月 30 日

条例第 22 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 85 条の 3 の規定に基づき、倉敷川畔伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)内における建築物の制限を緩和することにより、倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和 53 年倉敷市条例第 42 号)において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)及び倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例に定めるところによる。

(適用区域)

第 3 条 この条例の適用区域は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 143 条第 1 項の規定に基づき、倉敷市都市計画により決定された保存地区の区域とする。

(道路内の建築制限の緩和)

第 4 条 別表第 1 に掲げる建築物について、この条例の施行の際の当該建築物の壁面(軒、ひさしその他これらに類するものを含む。)の位置を道路の側に越えないで建築する場合においては、当該建築物に対しては、法第 44 条第 1 項の規定は、適用しない。

(建築物の各部分の高さの制限の緩和)

第 5 条 別表第 2 に掲げる建築物がこの条例の施行の際の当該建築物の法第 56 条第 1 項第 1 号の規定に適合しない部分の高さを超えない場合においては、当該建築物に対しては同号の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 23 日条例第 31 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 9 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 2 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 4 条關係)

種別	員数	所在地
	棟	
主屋	2	倉敷市中央1丁目 311 番地
蔵	1	" " 310 番地
塀	1	" " 310 番地
塀	1	" " 304 番地
主屋	1	" " 1,003 番地
蔵	2	" " 1,003 番地
塀	1	" " 1,004 番地, 1,005 番地, 1,006 番地, 1,009-3 番地
主屋	1	" " 1,009-1 番地
門, 塀	1	" " 1,009-1 番地
主屋	1	" " 1,015-1 番地
塀	1	" 阿知 2 丁目 985 番地, 986 番地, 987 番地, 988 番地
主屋	1	" " 984 番地
"	1	" 本町 1,016 番地
蔵	1	" " 1,014-2 番地
主屋	1	" " 1,014-2 番地
"	2	" " 1,014 番地
"	1	" " 1,011 番地
"	1	" " 1,010-2 番地
塀	1	" " 1,0102 番地
蔵	2	" " 970 番地
主屋	1	" " 970 番地
塀	2	" " 970 番地
蔵	1	" " 969 番地
主屋	1	" " 969 番地
塀	1	" " 969 番地
主屋	1	" " 968 番地
"	2	" " 964 番地
"	1	" " 963 番地
"	1	" " 962 番地
"	1	" " 961 番地
"	2	" " 960 番地

"	1	" " 959 番地内第 1
"	1	" " 959 番地 , 959-1 番地
"	1	" " 958 番地
"	1	" " 952 番地
"	1	" " 953 番地
"	1	" " 949 番地 , 950 番地 , 951 番地
"	1	" " 943 番地内第 2
"	1	" " 943 番地内第 1
"	1	" " 1,051-1 番地
"	1	" " 1,050 番地
"	1	" " 1,047 番地 , 1,048 番地 , 1,049 番地 , 1,049-2 番地
"	1	" " 1,045 番地
"	1	" " 1,046 番地
"	1	" " 1,044 番地
"	1	" " 1,043 番地
"	1	" " 1,042 番地
"	1	" " 1,039 番地
蔵	1	" " 1,038 番地
主屋	1	" " 1,037 番地
"	1	" " 1,034 番地
"	1	" " 1,030 番地
"	1	" " 1,027 番地
"	1	" " 1,026 番地
"	2	" " 1,020 番地
"	1	" " 1,021 番地
"	1	" " 1,022 番地 , 1,022 番地内第 1
"	1	" " 1,156 番地
"	2	" " 1,165 番地
塀	1	" " 1,168 番地
主屋	3	" " 1,161 番地
"	1	" " 1,162 番地 , 1,162-1 番地
"	2	" " 1,170 番地
塀	1	" " 1,170 番地
主屋	2	" " 1,174 番地
"	1	" " 1,173 番地

〃	1	〃 〃 1,171 番地
〃	1	〃 〃 1,180 番地 , 1,181 番地
〃	1	〃 〃 1,188 番地
〃	1	〃 〃 942 番地
蔵	1	〃 〃 942 番地
主屋	1	〃 〃 1,052 番地の一部
〃	1	〃 〃 1,054 番地の一部
〃	1	〃 〃 1,058 番地の一部
〃	1	〃 〃 1,192 番地
〃	1	〃 〃 1,204 番地内第 2
〃	1	〃 東町 1,070 番地
蔵	1	〃 〃 1,071 番地
主屋	1	〃 〃 1,072 番地
〃	1	〃 〃 1,072-1 番地 , 1,072 番地内第 2
〃	1	〃 〃 1,072-3 番地
附属屋	1	〃 〃 1,074-1 番地
主屋	1	〃 〃 1,170 番地
塀	1	〃 〃 1,170 番地外
〃	1	〃 〃 1,170 番地
蔵	1	〃 〃 1,172-1 番地
主屋	1	〃 〃 1,172-1 番地
〃	1	〃 〃 1,172-2 番地
塀	1	〃 〃 1,172-3 番地
〃	1	〃 〃 1,171 番地
主屋	1	〃 〃 1,172-5 番地 , 1,172-6 番地
〃	1	〃 〃 1,174 番地
〃	1	〃 〃 1,174 番地
蔵	1	〃 〃 1,175 番地
塀	1	〃 〃 1,175 番地
〃	1	〃 〃 1,074-3 番地 , 1,075-3 番地 , 1,075-7 番地
〃	1	〃 〃 1,173 番地
〃	1	〃 〃 1,174 番地

別表第 2 (第 5 条関係)

種別	員数	所在地
	棟	
蔵	2	倉敷市中央 1 丁目 1,003 番地
"	2	" 本町 970 番地
"	1	" " 969 番地
"	1	" " 1,038 番地
主屋	1	" 東町 1,174 番地
"	1	" " 1,174 番地
蔵	1	" " 1,175 番地